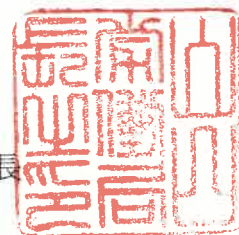


一般社団法人 山口県労働基準協会
会長 古川 浩史 殿

山口労働局長



職場における熱中症予防対策の徹底について

日頃より安全衛生行政の推進につきまして、格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年の全国の職場での熱中症による死傷災害は、休業4日以上死傷者数は1,106人、うち死亡者数は31人となっており、死傷者の約8割が7月、8月までに発生しております。

山口県内では、昨年、4年ぶりとなる死亡災害が発生し、年間では全国の約1割を占める3人の死亡者が発生しました。特に死亡災害3件は7月に集中して発生しており、すべての事例で暑さ指数(WBGT)を把握せず、熱中症のための十分な労働衛生教育を行っていなかったことが認められています。

これから迎える7月は、梅雨明けにより暑さ指数が急激に上昇し、熱中症が多く発生する時期であり、熱中症予防対策の取組のさらなる徹底が求められております。

つきましては、「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について(令和3年4月20日付け基発0420第3号)」及び「STOP!熱中症クールワークキャンペーン(令和6年2月27日基安発0227第1号)」に基づいて、下記の熱中症予防対策を重点的に実施していただくとともに、会員企業への熱中症予防対策の周知をお願い申し上げます。

記

- 1 暑さ指数(WBGT)を把握、活用して、必要に応じて作業の中断等を徹底することや、体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇なく救急隊を要請すること
- 2 作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと